

令和8年1月16日  
福井市契約課

## 貸切バス運行業務における確約書の提出について

国土交通省の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」において、貸切バス運行業務の発注者は、入札又は見積合わせに参加する事業者が安全コストを含んだ届出運賃を基に積算した入札金額等であるかの確認を求める内容が示されております。

つきましては、本市において下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 確約書の提出について

下記適用時期以降の入札又は見積合わせにより実施する「一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務委託」について、入札参加資格の確認申請時又は見積書の提出時に確約書を提出して頂くこととします。

確約書の提出がない場合は、原則として当該者の入札を無効とします。また、確約書の記載内容が次に該当する場合は、原則として当該確約書の提出をした者の入札を無効とします。

- (1) 確約書に商号又は名称、代表者氏名がない場合
- (2) 確約書と入札書又は見積書の代表者氏名が同一でない場合
- (3) 案件名の特定が困難な場合（軽微な誤字・脱字等による不備は除く。）

本確約書に虚偽が認められた場合は、入札の無効、契約解除、指名停止措置等を行うことがあります。

#### 2 様式等 別紙のとおり

#### 3 提出方法

- (1) 電子入札システムで入札を実施する場合

入札参加資格の確認申請時に、電子入札システム、持参又は郵送のいずれかの方法により、入札参加資格確認資料と合わせて提出してください。

- (2) 見積合わせの場合

見積書と合わせて提出してください。

#### 4 適用時期

令和8年1月19日以降に公告又は見積依頼をする案件から適用します。